

PATENT ASSIGNMENT COVER SHEET

Electronic Version v1.1
 Stylesheet Version v1.2

EPAS ID: PAT3823208

SUBMISSION TYPE:	NEW ASSIGNMENT	
NATURE OF CONVEYANCE:	CHANGE OF NAME & ADDRESS	
CONVEYING PARTY DATA		
Name		Execution Date
COVALENT MATERIALS CORPORATION		10/01/2015
RECEIVING PARTY DATA		
Name:	COORSTEK KK	
Street Address:	11-1, OSAKI 2-CHOME, SHINAGAWA-KU	
City:	TOKYO	
State/Country:	JAPAN	
PROPERTY NUMBERS Total: 28		
Property Type	Number	
Application Number:	09060293	
Application Number:	09104539	
Application Number:	09220348	
Application Number:	09451868	
Application Number:	09864196	
Application Number:	10432597	
Application Number:	10395395	
Application Number:	11038283	
Application Number:	10603781	
Application Number:	11298490	
Application Number:	11231938	
Application Number:	11589795	
Application Number:	12279953	
Application Number:	11729862	
Application Number:	12177630	
Application Number:	12438249	
Application Number:	12659927	
Application Number:	12879035	
Application Number:	13204324	
Application Number:	13137389	
Application Number:	13352987	

PATENT

Property Type	Number
Application Number:	08769128
Application Number:	08879702
Application Number:	09819702
Application Number:	10208871
Application Number:	12173926
Application Number:	13633473
Application Number:	13762320

CORRESPONDENCE DATA

Fax Number: (703)739-2815

Correspondence will be sent to the e-mail address first; if that is unsuccessful, it will be sent using a fax number, if provided; if that is unsuccessful, it will be sent via US Mail.

Email: iprecordals@cpaglobal.com, garora@cpaglobal.com

Correspondent Name: CPA GLOBAL LTD

Address Line 1: LIBERATION HOUSE

Address Line 2: CASTLE STREET

Address Line 4: ST HELIER, JERSEY JE1 1BL

NAME OF SUBMITTER: HEIDI WHITTINGHAM

SIGNATURE: HMW/IPR/GA/NGBCoorstek//KK160/CoNA/28P

DATE SIGNED: 04/11/2016

Total Attachments: 37

source=Certificate of Full Registration Records English Translation#page1.tif
source=Certificate of Full Registration Records English Translation#page2.tif
source=Certificate of Full Registration Records English Translation#page3.tif
source=Certificate of Full Registration Records English Translation#page4.tif
source=Certificate of Full Registration Records English Translation#page5.tif
source=Certificate of Full Registration Records English Translation#page6.tif
source=Certificate of Full Registration Records English Translation#page7.tif
source=Certificate of Full Registration Records English Translation#page8.tif
source=Certificate of Full Registration Records English Translation#page9.tif
source=Certificate of Full Registration Records English Translation#page10.tif
source=Certificate of Full Registration Records English Translation#page11.tif
source=Certificate of Full Registration Records English Translation#page12.tif
source=Certificate of Full Registration Records English Translation#page13.tif
source=Certificate of Full Registration Records English Translation#page14.tif
source=Certificate of Full Registration Records English Translation#page15.tif
source=Certificate of Full Registration Records English Translation#page16.tif
source=Certificate of Full Registration Records English Translation#page17.tif
source=Certificate of Full Registration Records English Translation#page18.tif
source=Certificate of Full Registration Records English Translation#page19.tif
source=Certificate of Full Registration Records English Translation#page20.tif
source=Certificate of Full Registration Records English Translation#page21.tif
source=Certificate of Full Registration Records English Translation#page22.tif

source=Certificate of Full Registration Records English Translation#page23.tif
source=Certificate of Full Registration Records English Translation#page24.tif
source=Certificate of Full Registration Records English Translation#page25.tif
source=Certificate of Full Registration Records English Translation#page26.tif
source=Certificate of Full Registration Records English Translation#page27.tif
source=Certificate of Full Registration Records English Translation#page28.tif
source=Certificate of Full Registration Records English Translation#page29.tif
source=Certificate of Full Registration Records English Translation#page30.tif
source=Certificate of Full Registration Records English Translation#page31.tif
source=Certificate of Full Registration Records English Translation#page32.tif
source=Certificate of Full Registration Records English Translation#page33.tif
source=Certificate of Full Registration Records English Translation#page34.tif
source=Certificate of Full Registration Records English Translation#page35.tif
source=Certificate of Full Registration Records English Translation#page36.tif
source=Certificate of Full Registration Records English Translation#page37.tif

Partial English translation

Certificate of Full Registration Records

11-1, Osaki 2-chome, Shinagawa-ku, Tokyo
CoorsTek KK

Corporate No.	0107-01-018794	
Company Name	<u>Covalent Materials Corporation</u>	
	CoorsTek KK	Changed on October 1, 2015
		Registered on October , 2015
Head Office	<u>6-3, Osaki 1-chome, Shinagawa-ku, Tokyo</u>	
	11-1, Osaki 2-chome, Shinagawa-ku, Tokyo	Changed on October 1, 2015
		Registered on October , 2015
(Omitted)		

Serial No. ㄯ 900046

*Underlined portion indicates a deletion.

1/36

(Omitted)

This is the document certified to be the full disclosure of the items recorded
in the Corporate Register without having been closed

March 16, 2016

Tokyo Legal Affairs Bureau, Shinagawa Branch
Registrar, Akihito TSUCHIYA (Seal)

Serial No. ㄯ 900046

*Underlined portion indicates a deletion.

36/36

履歴事項全部証明書

東京都品川区大崎二丁目11番1号
クアーズテック株式会社

会社法人等番号	0107-01-018794	
商号	コバレントマテリアル株式会社	
	クアーズテック株式会社	平成27年10月 1日変更 平成27年10月 1日登記
本店	東京都品川区大崎一丁目6番3号	
	東京都品川区大崎二丁目11番1号	平成27年10月 1日移転 平成27年10月 1日登記
公告する方法	電子公告の方法により行う。 http://www.covalent.co.jp/jpn/corporate/ko-ukoku.html ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。	平成22年 5月26日変更 平成22年 5月26日登記
	電子公告の方法により行う。 http://www.coorstek.co.jp/jpn/corporate/ko-ukoku.html ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。	平成27年10月 1日変更 平成27年10月21日登記
会社成立の年月日	平成18年10月4日	
目的	1. セラミックス製品、電子部品関連製品の製造及び販売 2. 各種装置、電気機械器具、プラントの設計、製作、施工及び販売 3. 医療機器の製造及び販売 4. 土石、鉱産物の採取、加工及び販売 5. 不動産の売買、賃借、管理及び建設工事の設計、請負 6. 運動施設、宿泊施設その他福利厚生施設の運営 7. 情報処理業務の請負 8. 内外物資の輸出入及び販売 9. 前各号に関連のある事業及び投資 平成23年 9月 9日変更 平成23年 9月12日登記	

発行可能株式総数	1億9895万2820株	平成19年 6月11日変更
		平成19年 6月13日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 5252万9030株 各種の株式の数 普通株式 5252万9000株 A種優先株式 25株 B種優先株式 5株	平成24年12月18日変更
		平成24年12月25日登記
		平成25年 3月 6日変更
		平成25年 3月11日登記
	発行済株式の総数 5255万4005株 各種の株式の数 普通株式 5252万9000株 A種優先株式 2万5000株 B種優先株式 5株	平成27年 5月13日変更
		平成27年 5月15日登記
		平成27年 5月15日変更
		平成27年 5月15日登記
	発行済株式の総数 5235万8005株 各種の株式の数 普通株式 5233万3000株 A種優先株式 2万5000株 B種優先株式 5株	平成27年 5月15日変更
		平成27年 5月15日登記
		平成27年 5月15日変更
		平成27年 5月15日登記
株券を発行する旨 の定め	当会社はその株式に係る株券を発行する。	
資本金の額	金349億4269万3430円	平成24年12月18日変更
		平成24年12月25日登記
	金140億円	平成27年 3月28日変更
		平成27年 4月 1日登記
	金1億円	平成27年12月 1日変更
		平成27年12月 1日登記
	発行可能種類株式 総数及び発行する 各種の株式の内 容	普通株式 1億9895万2820株
		A種優先株式 50株
		B種優先株式 5株
		A種優先株式の内容 1. A種優先株主に対する配当金 (1) A種優先配当金 当会社は、期末配当として剰余金の配当を行うときは、当該期末配当に係る基

準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された当会社の普通株式（以下「普通株式」という。）を有する株主（以下「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株の払込金額（10億円）（以下「A種優先払込金額」という。）の4.0%に相当する額（以下「A種優先配当金」という。）を金銭により配当する。但し、A種優先株式の発行日（以下「発行日」という。）の属する事業年度に係る期末配当としてのA種優先配当金の額は、A種優先払込金額の4.0%に相当する額を、発行日（同日を含む。）から当該事業年度の末日（同日を含む。）までの日数で日割計算（1年を365日として計算し、1円未満を切り捨てる。）をして算出した額とする。但し、当該事業年度においてA種優先中間配当金又は日割相当金（以下に定義される。）を配当した場合には、当該A種優先中間配当金の額及び日割相当金の額の合計額を控除した額とする。

（2）A種優先中間配当金

当社は、中間配当を行うときは、毎年9月末日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先配当金の2分の1に相当する額から当該事業年度の初日から当該中間配当の基準日までの期間に属する基準日に係る日割相当金の合計額を控除した額（以下「A種優先中間配当金」という。）を金銭により配当する。

（3）中間配当及び期末配当以外に剰余金の配当を行う場合

当社は、中間配当及び期末配当以外に普通株主又は普通登録株式質権者に剰余金の配当を行う場合には、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、当該基準日が属する事業年度に係る期末配当として配当されるべきA種優先配当金の額を当該事業年度の初日（同日を含む。）から当該基準日（同日を含む。）までの期間に応じて日割計算（1年を365日として計算し、1円未満を切り捨てる。）をして算出した額（以下「日割相当金」という。）を金銭により配当する。但し、当該事業年度の初日から当該基準日までの期間に属する基準日に係るA種優先中間配当金又は日割相当金がある場合には、かかるA種優先中間配当金及び日割相当金の合計額を控除した額とする。

（4）累積条項

ある事業年度において、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して配当するA種優先株式1株あたりの剰余金の配当（A種優先特別配当（以下に定義される。）を除く。）の合計額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積し、累積した不足額のうち未払いの金額（以下「未払累積配当金」という。）については、A種優先配当金、A種優先中間配当金及び日割相当金に先立ってこれをA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して金銭により配当する。

（5）非参加型

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金の額を超えて配当は行わない。但し、A種優先特別配当については、A種優先配当金の額に加えて行うものとする。

（6）A種優先特別配当

当会社の普通株式を証券取引所に上場する旨を当社が取締役会において決議した場合は、当社は、株主総会の決議により、A種優先株主又はA種優先登

録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、特別配当（以下「A種優先特別配当」という。）を1回に限り行うこととできる。A種優先特別配当の金額は、当該A種優先特別配当の日を残余財産分配金の支払日とみなして計算したA種優先株式繰延金（以下に定義される。）の額とする。なお、A種優先特別配当がなされた場合において、A種優先株式1株あたりの支払済みのA種優先特別配当の金額を「既払特別配当額」というものとする。

2. A種優先株主に対する残余財産の分配

（1）残余財産

当会社の残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先払込金額、未払累積配当金、A種優先株式繰延金及び日割相当金の合計額から既払特別配当額を控除した金額を金銭により配当する。この場合A種優先株式繰延金の額及び日割相当金の額の計算における基準となる日は、残余財産分配金の支払日とする。なお、A種優先株主に対しては、本条に定めるほか残余財産の分配は行わない。

（2）A種優先株式繰延金

A種優先株式繰延金とは、A種優先払込金額に対して以下の割合を乗じて算出された金額をいう。

2011年3月31日までの各事業年度： 年3.0%

2013年3月31日までの各事業年度： 年4.0%

2013年4月1日以降の各事業年度： 年5.0%

A種優先株式繰延金は、各事業年度の末日が経過した時点で、累積するものとし、当該事業年度中にあっては、基準となる日が属する事業年度の初日（同日を含む。）から基準となる日（同日を含む。）までの期間に応じて日割計算（1年を365日と仮定して計算し、1円未満を切り捨てる。）をして算出された金額とする。

3. A種優先株主の議決権

A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。但し、法令により認められる種類株主総会においては、A種優先株主は、当該種類株主総会における議決権を有するものとする。

4. 募集株式等の割当てを受ける権利の付与

当会社は、A種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

5. 金銭を対価とするA種優先株式の取得事項

当会社は、発行日の翌日以降いつでも、A種優先株式の全部又は一部を、分配可能額を取得の上限として、金銭を対価として強制的に取得することができる。A種優先株式の一部を取得するときは、按分比例、抽選その他取締役会の定める合理的な方法による。A種優先株式1株あたりの取得価額は、取得の時間に応じて以下の通りとする。A種優先株式繰延金の額及び日割相当金の額の計算において基準となる日はA種優先株式の取得日とする。

発行日から1年以内の日を取得日とする場合：

A種優先払込金額の102%相当額、未払累積配当金額、A種優先株式繰延金額及び日割相当金の額の合計額から既払特別配当額を控除した金額とする。

発行日から1年を超え2年以内の日を取得日とする場合：

A種優先払込金額の101%相当額、未払累積配当金額、A種優先株式繰延金額及び日割相当金の額の合計額から既払特別配当額を控除した金額とする。

発行日から2年を超える日を取得日とする場合：

A種優先払込金額の100%相当額、未払累積配当金額、A種優先株式繰延金額及び日割相当金の額の合計額から既払特別配当額を控除した金額とする。

6. 金銭を対価とするA種優先株式の取得請求権

A種優先株主は、発行日から9年が経過した日以降いつでも、当会社に対し、

分配可能額の9.0%相当額を取得の上限として、A種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求することができる。当会社は、かかる請求がなされた場合には、法令の定めに従い取得を行うものとし、請求のあったA種優先株式の一部のみしか取得できないときは、按分比例、抽選その他取締役会の定める合理的な方法により取得株式数を決定する。A種優先株式1株あたりの取得価額は、A種優先払込金額、未払累積配当金額、A種優先株式繰延金額及び日割相当金の額の合計額から既払特別配当額を控除した金額とする。A種優先株式繰延金の額及び日割相当金の額の計算において基準となる日はA種優先株式の取得日とする。

7. 当会社の普通株式を対価とするA種優先株式の取得請求権
A種優先株主は、発行日の翌日以降いつでも、本7項所定の条件に従って、当会社に対し、A種優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付することを請求することができる。

(1) 交付株式数
対価として交付する普通株式の数は、A種優先払込金額、未払累積配当金額、A種優先株式繰延金額及び日割相当金の額の合計額から既払特別配当額を控除した額を、下記(2)に定める取得価額で除して算出する。但し、A種優先株主に対して交付することとなる普通株式の数に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、金銭による調整は行わない。A種優先株式繰延金の額及び日割相当金の額の計算において基準となる日はA種優先株式の取得日とする。

(2) 取得価額
A種優先株式1株あたりの取得価額は、(i)当会社の普通株式が証券取引所に上場されていない場合には843.029,000円。(ii)当会社の普通株式が証券取引所に上場された場合には当該証券取引所における取得請求権を行使した日(以下「行使日」という。)まで(同日を含む。)の15連続取引日(但し、売買高加重平均価格(以下に定義される。)のない日は除き、行使日が取引日でない場合には、行使日の直前の売買高加重平均価格のある取引日まで(同日を含む。)の15連続取引日とする。)の毎日売買高加重平均価格の平均値の9.0%相当額(四捨五入小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。)とする。なお、「売買高加重平均価格」とは、当該証券取引所が各取引日における当会社の普通株式の普通取引におけるすべての約定値段について、それぞれの約定値段に当該約定値段における売買高を乗じて得た額の合計額を当該取引日における当会社の普通株式の普通取引の売買高の合計数量で除することにより、当該取引日における当会社の普通株式の売買高加重平均価格として計算し、公表する価格をいう。

但し、取得価額は、以下の各号の規定に従って調整される。

(A) 以下の事由が生じた場合、次の算式に従って取得価額は調整される。

$$\text{調整後取得価額} = \frac{\text{調整前取得価額} \times (\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数} \div \text{払込金額})}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

①調整前取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を新たに発行又は当会社の有する当会社の普通株式を処分する場合(無償割当ての場合を含む。但し、普通株式の交付と引換えに当会社を取得され若しくは当会社を取得させることができる証券又は普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得又は行使による場合は除く。)

調整後取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には、出資の履行をした日。無償割当ての場合には効力発生日。)の翌日以降又は募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。なお、無償割当ての場合に

は、1株あたりの払込金額は0円とする。

②株式の分割を行う場合

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日以降これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金の額を増加することを条件としてその部分をもって株式の分割を行う旨を取締役会で決議する場合で、当該剰余金の額の減少及び資本金の額の増加の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割に係る基準日とする場合には、調整後取得価額は、当該剰余金の額の減少及び資本金の額の増加の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。なお、上記但書において、株式の分割に係る基準日の翌日から当該剰余金の額の減少及び資本金の額の増加の決議をした株主総会の終結の日までに取得請求をなした者に対しては、次の算出方法により、当会社の普通株式を、A種優先株式の対価たる普通株式の交付と同時に、追加で交付する。この場合に、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、金銭による調整は行わない。

(調整前取得価額 - 調整前取得価額をもってA種優先株式と
調整後取得価額) × 引換えに当該期間内に交付された普通株式数
株式数 =

調整後取得価額

③調整前取得価額を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付と引換えに当会社に取得され又は当会社に取得させることができる証券を発行する場合

調整後取得価額は、かかる証券の払込期日（払込期間を定めた場合には、出資の履行をした日、無償割当ての場合には効力発生日。）に、又は募集のための基準日がある場合はその日に、発行される証券全てが普通株式が交付されるのと引換えに取得されたものとみなし、その払込期日（払込期間を定めた場合には、出資の履行をした日、無償割当ての場合には効力発生日）の翌日以降、又は募集のための基準日がある場合はその翌日以降、これを適用する。但し、当該発行される証券の取得価額がその払込期日（払込期間を定めた場合には、出資の履行をした日）又は募集のための基準日において確定しない場合、調整後取得価額は、取得価額が決定される日に、発行される証券の全てが普通株式が交付されるのと引換えに取得されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

④新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本条において同じ。）の行使に際して出資される普通株式の1株あたりの財産の価額が調整前取得価額を下回ることとなる新株予約権を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後取得価額は、かかる新株予約権の発行日（無償割当ての場合には効力発生日）に、又は募集のための基準日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全てが行使されたものとみなし、その発行日（無償割当ての場合には効力発生日）の翌日以降、又は募集のための基準日の翌日以降これを適用する。但し、新株予約権の行使に際して出資される1株あたりの財産の価額がその発行日又は募集のための基準日において確定しない場合、調整後取得価額は、新株予約権の行使に際して出資される1株あたりの財産の価額が決定される日に、発行される全ての新株予約権の行使がなされたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

（B）当会社は、本項（A）に定める取得価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会が適当と判断する取得価額の調整を行うものとする。

①合併、株式交換、株式移転、会計分割、資本金の額の減少又は普通株式の併合その他当会社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により、取得価額の調整を必要とする場合

②取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づき調整後取得価額の算出にあたり使用すべき調整前取得価額につき、他方の事由

による影響を考慮する必要がある場合

(C) 取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまる限りは、取得価額の調整は行わない。但し、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(D) 取得価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(E) 取得価額調整式で使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する前日において有効な取得価額とする。

(F) 取得価額調整式で使用する「1株あたりの払込金額」とは、それぞれ以下の通りとする。

① (A) ①の場合には、当該払込金額（金銭以外の財産による払込の場合にはその適正な評価額）

② (A) ②の場合には、0円

③ (A) ③の場合には、当該取得価額

④ (A) ④の場合には、当該1株あたりの出資される財産の価額

(G) 取得価額調整式で使用する「新規発行・処分普通株式数」は、(A) ②の場合には、株式分割により増加する当会社の普通株式数を意味するものとする。

(H) 取得価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日、又は基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該各日における当会社の有する当会社の普通株式数を控除した数とする。

B種優先株式の内容

1. B種優先株主に対する配当金

当社は、B種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）又はB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）に対し、剰余金の配当を行わない。

2. B種優先株主に対する残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者及びA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、1億円を金銭により支払う。なお、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、本項に定めるほか残余財産の分配は行わない。

3. B種優先株主の議決権

B種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。但し、法令により認められる種類株主総会においては、B種優先株主は、当該種類株主総会における議決権を有するものとする。

4. 募集株式等の割当てを受ける権利の付与

当社は、B種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

5. 期日の到来によるB種優先株式の取得条項

当社は、2017年2月18日に、B種優先株式の全部（一部は不可）を、金銭を対価として強制的に取得するものとする。B種優先株式1株あたりの取得価額は、1億円とする。なお、当該取得日に分配可能額が不足するためにB種優先株式の全部を取得できない場合にはその全部について取得を行わないものとし、全部（一部は不可）を取得するために必要な分配可能額が生じた当会社の決算日に係る当会社の計算書類が確定した日後30日以内の当社が定める日にその全部を取得するものとする。

6. 金銭を対価とするB種優先株式の取得請求権

B種優先株主は、いつでも、当会社に対し、分配可能額を取得の上限として、B種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求することできる。当会社は、かかる請求がなされた場合には、法令の定めに従い取得手続を行うものとし、請求のあったB種優先株式の一部のみしか取得できないときは、按分比例、抽籤その他取締役会の定める合理的な方法により取得株式数を決定する。B種優先株式1株あたりの取得価額は、100,000,000円又は取得請求権が行使された時点において当会社が清算されたと仮定した場合に第2項に従って計算される残余財産分配額のうちいずれか低い方の金額とする。

平成24年12月18日変更 平成24年12月25日登記

普通株式 1億9895万2820株

A種優先株式 5万株

B種優先株式 5株

A種優先株式の内容

1. A種優先株主に対する配当金

当会社は、A種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、剰余金の配当を行わない。

2. A種優先株主に対する残余財産の分配

(1) 残余財産

当会社の残余財産を分配するときにおいて、当会社のB種優先株式（以下「B種優先株式」という。）を有する株主（以下「B種優先株主」という。）又はB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）に対して当会社定款の定めに従い残余財産の分配をした後に残余財産があるときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、A種優先株式1株につき、①当会社の普通株式（以下「普通株式」という。）を有する株主（以下「普通株主」という。）及び普通株式の登録質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株と引換えに払い込む金銭の額

（10億円。但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）（以下「A種優先払込金額」という。）（但し、A種優先株式の一部について普通株式を対価とする取得条項（下記8項に定める取得条項を含む。以下同じ。）が発動されていた場合には、当該金額に、当該発動直前において当会社に取得又は消却されず残存しているA種優先株式の数を乗じた後に、当該発動直後において当会社に取得又は消却されず残存しているA種優先株式の数で除する調整後の金額（1円未満四捨五入）をいう。以下本項において同じ。）を、②普通株主及び普通登録株式質権者と同順位で、A種優先株式繰延金及びA種優先株式既発生配当繰延金の合計額（但し、下記8項に基づく普通株式を対価とする取得条項が発動され普通株式が既に交付されていた場合には、当該交付時点でのA種優先株式繰延金及びA種優先株式既発生配当繰延金の額を当該額から控除した額とする。）を、それぞれ金銭により支払う。この場合、A種優先株式繰延金の額の計算において基準となる日は、残余財産分配金の支払日とする。なお、A種優先株主に対しては、本条に定めるほか残余財産の分配は行わない。

(2) A種優先株式繰延金

A種優先株式繰延金とは、A種優先払込金額に対して以下の割合を乗じて算出された金額をいう。

発行日から2011年3月31日までの期間：	年3.0%
2012年12月11日までの期間：	年4.0%
2014年3月31日までの期間：	年0%
2015年9月30日までの期間：	年2.5%

2015年10月1日以降の期間： 年5.0%

A種優先株式繰延金は、上記の各期間中において各事業年度の末日が経過した時点で累積するものとし、1年に満たない期間（当該事業年度中において比率が変更される場合を含む。）については、基準となる日が属する事業年度の初日（同日を含む。）から基準となる日（同日を含む。）までの期間に応じて日割計算（1年を365日と仮定して計算し、1円未満を切り捨てる。）をして算出された金額とする。

(3) A種優先株式既発生配当繰延金

A種優先株式既発生配当繰延金とは、36億9900万円を、A種優先株式既発生配当繰延金が計算に利用される時点において残存するA種優先株式の数で除した金額（1円未満四捨五入）（但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）をいう。

3. A種優先株式の議決権

A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。但し、法令により認められる種類株主総会においては、A種優先株主は、当該種類株主総会における議決権を有するものとする。

4. 募集株式等の割当てを受ける権利の付与

当会社は、A種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

5. 金銭を対価とするA種優先株式の取得条項

当会社は、いつでも、B種優先株式が全て当会社に取得され又は消却されていることを条件として、A種優先株式の全部又は一部を、分配可能額を取得の上限として、金銭を対価として強制的に取得することができる。A種優先株式の一部を取得するときは、按分比例、抽選その他取締役会の定める合理的な方法による。A種優先株式1株あたりの取得価額は、A種優先払込金額（但し、A種優先株式の一部について普通株式を対価とする取得条項が発動されていた場合には、当該金額に、発動直前において当会社に取得又は消却されず残存しているA種優先株式の数を乗じた後に、発動直後において当会社に取得又は消却されず残存しているA種優先株式の数で除する調整後の金額（1円未満四捨五入）をいう。）とする。

6. 金銭を対価とするA種優先株式の取得請求権

A種優先株主は、B種優先株式が全て当会社に取得され又は消却されていることを条件として、当会社に対し、分配可能額（但し、B種優先株式の取得と同時に行為される場合には、当該種類株式の取得対価を控除した後の金額）の90%相当額を取得の上限として、A種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求することができる。当会社は、かかる請求がなされた場合には、法令の定めに従い取得手続を行うものとし、請求のあったA種優先株式の一部のみしか取得できないときは、按分比例、抽選その他取締役会の定める合理的な方法により取得株式数を決定する。A種優先株式1株あたりの取得価額は、A種優先払込金額（但し、A種優先株式の一部について普通株式を対価とする取得条項が発動されていた場合には、当該金額に、発動直前において当会社に取得又は消却されず残存しているA種優先株式の数を乗じた後に、発動直後において当会社に取得又は消却されず残存しているA種優先株式の数で除する調整後の金額（1円未満四捨五入）をいう。）とする。

7. 当会社の普通株式を対価とするA種優先株式の取得請求権

A種優先株主は、発行日の翌日以降いつでも、本7項所定の条件に従って、当会社に対し、A種優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付することを請求することができる。

(1) 交付株式数

対価として交付する普通株式の数は、A種優先払込金額（但し、A種優先株式

の一部について普通株式を対価とする取得条項が発動されていた場合には、当該金額に、発動直前において当会社に取得又は消却されず残存しているA種優先株式の数に乗じた後に、発動直後において当会社に取得又は消却されず残存しているA種優先株式の数で除する調整後の金額（1円未満四捨五入）をいう。）A種優先株式繰延金及びA種優先株式既発生配当繰延金の額（但し、下記8項に基づく普通株式を対価とする取得条項が発動され普通株式が既に交付されていた場合には、当該交付時点でのA種優先株式繰延金及びA種優先株式既発生配当繰延金の額を当該額から控除した額とする。）の合計額を、下記（2）に定める取得価額で除して算出する。但し、A種優先株主に対して交付することとなる普通株式の数に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、金銭による調整は行わない。この場合、A種優先株式繰延金の額の計算において基準となる日は、A種優先株式の取得日とする。

（2）取得価額

取得価額は、（1）当会社の普通株式が金融商品取引所に上場されていない場合には8億4302万円（なお、2007年6月11日付で効力を発生した普通株式についての株式分割の結果、2013年2月27日現在では既に1000円に調整されている。）、（11）当会社の普通株式が金融商品取引所に上場された場合には当該金融商品取引所における取得請求権を行使した日（以下「行使日」という。）まで（同日を含む。）の15連続取引日（但し、売買高加重平均価格（以下に定義される。）のない日は除き、行使日が取引日でない場合には、行使日の直前の売買高加重平均価格のある取引日まで（同日を含む。）の15連続取引日とする。）の毎日売買高加重平均価格の平均値の90%相当額（1円未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。）とする。なお、「売買高加重平均価格」とは、当該金融商品取引所が各取引日における当会社の普通株式の普通取引におけるすべての約定値段について、それぞれの約定値段に当該約定値段における売買高を乗じて得た額の合計額を当該取引日における当会社の普通株式の普通取引の売買高の合計数量で除することにより、当該取引日における当会社の普通株式の売買高加重平均価格として計算し、公表する価格をいう。但し、取得価額は、以下の各号の規定に従って調整される。

（A）以下の事由が生じた場合、次の算式に従って取得価額は調整される。

$$\frac{\text{既発行} \quad \text{新規発行・処分} \quad \text{1株あたり}}{\text{普通株式数} \quad \text{普通株式数} \quad \text{の払込金額}} \\ \text{普通株式数} + \text{調整前取得価額}$$

調整後 調整前

$$\text{取得価額} = \text{取得価額} \times$$

$$\frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}{\text{既発行普通株式数}}$$

①調整前取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を新たに発行又は当会社の有する当会社の普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。但し、普通株式の交付と引換えに当会社に取得され若しくは当会社に取得させることができる証券又は普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得又は行使による場合は除く。）

調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には、出資の履行をした日。無償割当ての場合には効力発生日。）の翌日以降、又は募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。なお、無償割当ての場合には、1株あたりの払込金額は0円とする。

②株式の分割を行う場合

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日以降これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金の額を増加することを条件としてその部分をもって株式の分割を行う旨を取締役会で決議する場合で、当該剰余金の額の減少及び資本金の額の増加の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割に

係る基準日とする場合には、調整後取得価額は、当該剰余金の額の減少及び資本金の額の増加の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。なお、上記但書において、株式の分割に係る基準日の翌日から当該剰余金の額の減少及び資本金の額の増加の決議をした株主総会の終結の日までに取得請求をなした者に対しては、次の算出方法により、当会社の普通株式を、A種優先株式の対価たる普通株式の交付と同時に、追加で交付する。この場合に、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、金銭による調整は行わない。

$$\text{調整前取得価額} \div \text{調整前取得価額をもってA種優先株式と引換えに当該期間内に交付された普通株式数} \times \text{調整後取得価額} = \text{株式数}$$

③調整前取得価額を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付と引換えに当会社に取得され又は当会社に取得させることができる証券を発行する場合、調整後取得価額は、かかる証券の払込期日（払込期間を定めた場合には、出資の履行をした日、無償割当ての場合には効力発生日。）に、又は募集のための基準日がある場合はその日に、発行される証券全てが普通株式が交付されるのと引換えに取得されたものとみなし、その払込期日（払込期間を定めた場合には、出資の履行をした日、無償割当ての場合には効力発生日）の翌日以降、又は募集のための基準日がある場合はその翌日以降、これを適用する。但し、当該発行される証券の取得価額がその払込期日（払込期間を定めた場合には、出資の履行をした日）又は募集のための基準日において確定しない場合、調整後取得価額は、取得価額が決定される日に、発行される証券の全てが普通株式が交付されるのと引換えに取得されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

④新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本条において同じ。）の行使に際して出資される普通株式の1株あたりの財産の価額が調整前取得価額を下回ることとなる新株予約権を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後取得価額は、かかる新株予約権の発行日（無償割当ての場合には効力発生日）に、又は募集のための基準日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全てが行使されたものとみなし、その発行日（無償割当ての場合には効力発生日）の翌日以降、又は募集のための基準日の翌日以降これを適用する。但し、新株予約権の行使に際して出資される1株あたりの財産の価額がその発行日又は募集のための基準日において確定しない場合、調整後取得価額は、新株予約権の行使に際して出資される1株あたりの財産の価額が決定される日に、発行される全ての新株予約権の行使がなされたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

（B）当会社は、本項（A）に定める取得価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会が適当と判断する取得価額の調整を行うものとする。

①合併、株式交換、株式移転、会社分割、資本金の額の減少又は普通株式の併合その他当会社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により、取得価額の調整を必要とする場合

②取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後取得価額の算出にあたり使用すべき調整前取得価額につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合

（C）取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまる限りは、取得価額の調整は行わない。但し、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し

引いた額を使用する。

(D) 取得価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(E) 取得価額調整式で使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する前日において有効な取得価額とする。

(F) 取得価額調整式で使用する「1株あたりの払込金額」とは、それぞれ以下の通りとする。

① (A) ③の場合には、当該払込金額（金銭以外の財産による払込の場合にはその適正な評価額）

② (A) ③の場合には、0円

③ (A) ③の場合には、当該取得価額

④ (A) ④の場合には、当該1株あたりの出資される財産の価額

(G) 取得価額調整式で使用する「新規発行・処分普通株式数」は、(A) ②の場合には、株式分割により増加する当会社の普通株式数を意味するものとする。

(H) 取得価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日、又は基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該各日における当会社の有する当会社の普通株式数を控除した数とする。

8. 当会社の普通株式を対価とするA種優先株式の取得条項

当会社は、いつでも、本8項所定の条件に従って、普通株式を対価として、A種優先株式の一部を取得することができる。

(1) 交付株式数

A種優先株式1株に対し対価として交付される普通株式の数は、A種優先払込金額、A種優先株式繰延金及びA種優先株式既発生配当繰延金額の合計額を、下記(2)に定める取得価額で除して算出された数とする。但し、A種優先株主に対して交付することとなる普通株式の数に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、金銭による調整は行わない。この場合、A種優先株式繰延金の額の計算において基準となる日は、A種優先株式の取得日とする。

(2) 取得価額

上記7項(2)に基づいて定まる取得価額とする。

(3) 取得対象株式

本項に従い当会社によって取得が行われる場合には、その対象となるA種優先株式の数（以下「本取得対象株式数」という。）は、以下の計算式に従って算出される株式数（1株未満は切り捨て）とし、按分比例、抽選その他取締役会の定める合理的な方法により特定する。

$$\begin{aligned} & \text{本取得対象株式数} = \frac{\text{本取得時点における A種優先株式} + \text{既発生配当繰延金の額}}{\text{A種優先払込金額} + \text{A種優先株式繰延金の額}} \times \text{A種優先株式の総数} \end{aligned}$$

B種優先株式の内容

1. B種優先株主に対する配当金

当会社は、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行わない。

2. B種優先株主に対する残余財産の分配

当会社の残余財産を分配するときは、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者及びA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、1億円を金銭により支払う。

	なお、B種優先株主はB種優先登録株式質権者に対しては、本項に定めるほか残余財産の分配は行わない。 3. B種優先株主の議決権 B種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。但し、法令により認められる種類株主総会においては、B種優先株主は、当該種類株主総会における議決権を有するものとする。 4. 募集株式等の割当てを受ける権利の付与 当社は、B種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。 5. 期日の到来によるB種優先株式の取得条項 当社は、2017年2月18日に、B種優先株式の全部（一部は不可）を、金銭を対価として強制的に取得するものとする。B種優先株式1株あたりの取得価額は、1億円とする。なお、当該取得日に分配可能額が不足するためにB種優先株式の全部を取得できない場合にはその全部について取得を行わないものとし、全部（一部は不可）を取得するために必要な分配可能額が生じた当社の決算日に係る当社の計算書類が確定した日後30日以内の当社が定める日にその全部を取得するものとする。 6. 金銭を対価とするB種優先株式の取得請求権 B種優先株主は、いつでも、当社に対し、分配可能額を取得の上限として、B種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求することができる。当社は、かかる請求がなされた場合には、法令の定めに従い取得手続を行うものとし、請求のあったB種優先株式の一部のみしか取得できないときは、按分比例、抽選その他取締役会の定める合理的な方法により取得株式数を決定する。B種優先株式1株あたりの取得価額は、1億円又は取得請求権が行使された時点において当社が清算されたと仮定した場合に第2項に従って計算される残余財産分配額のうちいずれか低い方の金額とする。 平成25年 2月27日変更 平成25年 3月 1日登記
	平成27年 5月15日廃止 平成27年 5月15日登記
株式の譲渡制限に関する規定	譲渡による当社の株式の取得については、取締役会の承認を得なければならない。但し、当社の株式に係る担保権の実行（法定の手続によるもののほか、法定の手続によらない任意売却又は代物弁済による実行を含む。）に伴う譲渡による株式の譲渡については、取締役会の承認があったものとみなす。 平成24年12月12日変更 平成24年12月12日登記
株主名簿管理人の氏名又は名称及び住所並びに営業所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 平成24年 4月 1日変更 平成24年 4月 2日登記
	平成26年 7月31日株主 名簿管理人三井住友信託銀行 株式会社を廃止 平成26年 8月 4日登記

役員に関する事項	取締役	山 本 修	平成24年 6月28日重任
	(社外取締役)		平成24年 7月 5日登記
	取締役	山 本 修	平成25年 6月26日重任
	(社外取締役)		平成25年 7月 4日登記
	取締役	山 本 修	平成26年 6月25日重任
	(社外取締役)		平成26年 7月 1日登記
			平成26年12月26日辞任
			平成27年 1月14日登記
	取締役	川 崎 達 生	平成24年 6月28日重任
	(社外取締役)		平成24年 7月 5日登記
	取締役	川 崎 達 生	平成25年 6月26日重任
	(社外取締役)		平成25年 7月 4日登記
			平成25年12月19日辞任
			平成25年12月24日登記
	取締役	長 濱 敏 夫	平成24年 6月28日重任
			平成24年 7月 5日登記
	取締役	長 濱 敏 夫	平成25年 6月26日重任
			平成25年 7月 4日登記
	取締役	長 濱 敏 夫	平成26年 6月25日重任
			平成26年 7月 1日登記
	取締役	長 濱 敏 夫	平成27年 6月25日重任
			平成27年 7月10日登記
	取締役	平 野 正 雄	平成24年 6月28日重任
	(社外取締役)		平成24年 7月 5日登記
			平成25年 6月26日退任
			平成25年 7月 4日登記

	取締役	山田和広	平成24年 6月28日重任
	(社外取締役)		平成24年 7月 5日登記
	取締役	山田和広	平成25年 6月26日重任
	(社外取締役)		平成25年 7月 4日登記
	取締役	山田和広	平成26年 6月25日重任
	(社外取締役)		平成26年 7月 1日登記
			平成26年12月26日辞任
			平成27年 1月14日登記
	取締役	笠原健生	平成24年 6月28日重任
			平成24年 7月 5日登記
	取締役	笠原健生	平成25年 6月26日重任
			平成25年 7月 4日登記
	取締役	笠原健生	平成26年 6月25日重任
			平成26年 7月 1日登記
	取締役	笠原健生	平成27年 6月25日重任
			平成27年 7月10日登記
	取締役	西口泰夫	平成24年 6月28日重任
	(社外取締役)		平成24年 7月 5日登記
	取締役	西口泰夫	平成25年 6月26日重任
	(社外取締役)		平成25年 7月 4日登記
	取締役	西口泰夫	平成26年 6月25日重任
	(社外取締役)		平成26年 7月 1日登記
			平成26年12月26日辞任
			平成27年 1月14日登記

<u>取締役</u>	<u>木村 幸彦</u>	平成24年 6月28日就任
		平成24年 7月 5日登記
<u>取締役</u>	<u>木村 幸彦</u>	平成25年 6月26日重任
		平成25年 7月 4日登記
<u>取締役</u>	<u>木村 幸彦</u>	平成26年 6月25日重任
		平成26年 7月 1日登記
<u>取締役</u>	<u>木村 幸彦</u>	平成27年 6月25日重任
		平成27年 7月10日登記
<u>取締役</u> (社外取締役)	<u>磯野 泰二</u>	平成25年 6月26日就任
		平成25年 7月 4日登記
<u>取締役</u> (社外取締役)	<u>磯野 泰二</u>	平成26年 6月25日重任
		平成26年 7月 1日登記
<u>取締役</u> (社外取締役)	<u>松田 清人</u>	平成26年12月26日就任
		平成27年 1月14日登記
<u>取締役</u> (社外取締役)	<u>松田 清人</u>	平成25年12月20日就任
		平成25年12月24日登記
<u>取締役</u> (社外取締役)	<u>松田 清人</u>	平成26年 6月25日重任
		平成26年 7月 1日登記
<u>取締役</u> (社外取締役)	<u>松田 清人</u>	平成26年12月26日就任
		平成27年 1月14日登記
<u>取締役</u>	<u>ジョナサン・ディー・クアーズ</u>	平成26年12月26日就任
		平成27年 1月14日登記
<u>取締役</u>	<u>ジョナサン・ディー・クアーズ</u>	平成27年 6月25日重任
		平成27年 7月10日登記

東京都品川区大崎二丁目11番1号
クアーズテック株式会社

取締役 (社外取締役)	ジョン・ケイ・クアーズ	平成26年12月26日就任
		平成27年 1月14日登記
取締役	ジョン・ケイ・クアーズ	平成27年 6月25日重任
		平成27年 7月10日登記
取締役 (社外取締役)	スティーブン・エイチ・ラス ク	平成26年12月26日就任
		平成27年 1月14日登記
取締役	スティーブン・エイチ・ラス ク	平成27年 6月25日重任
		平成27年 7月10日登記
取締役 (社外取締役)	チャールズ・リー・ハーダー	平成26年12月26日就任
		平成27年 1月14日登記
取締役	チャールズ・リー・ハーダー	平成27年 6月25日重任
		平成27年 7月10日登記
		平成27年11月 2日辞任
		平成27年11月16日登記
取締役 (社外取締役)	デイン・エイ・パートレット	平成26年12月26日就任
		平成27年 1月14日登記
取締役	デイン・エイ・パートレット	平成27年 6月25日重任
		平成27年 7月10日登記
取締役	マーク・エイ・ベディ	平成27年 6月25日就任
		平成27年 7月10日登記

東京都品川区大崎二丁目11番1号
クアーズテック株式会社

東京都稲城市若葉台二丁目12番地A-601 代表取締役 長 濱 敏 夫	平成24年 6月28日重任
	平成24年 7月 5日登記
	平成25年 6月26日重任
	平成25年 7月 4日登記
東京都稲城市若葉台二丁目12番地A-601 代表取締役 長 濱 敏 夫	平成26年 6月25日重任
	平成26年 7月 1日登記
	平成27年 6月25日重任
	平成27年 7月10日登記
東京都稲城市若葉台二丁目12番地A-601 代表取締役 長 濱 敏 夫	平成27年12月31日辞任
	平成28年 1月 4日登記
東京都武蔵野市緑町二丁目4番4-420号 代表取締役 笠 原 健 生	平成24年 6月28日重任
	平成24年 7月 5日登記
	平成25年 6月26日重任
	平成25年 7月 4日登記
東京都武蔵野市緑町二丁目4番4-420号 代表取締役 笠 原 健 生	平成26年 6月23日重任
	平成26年 7月 1日登記
	平成27年 6月25日重任
	平成27年 7月10日登記
アメリカ合衆国テキサス州ケラー、マウント・ キリアード通り1518 代表取締役 ジョナサン・ディー・クアー ズ	平成26年12月26日就任
	平成27年 1月14日登記
	平成27年 6月25日重任
	平成27年 7月10日登記
東京都江東区豊洲二丁目5番1-1410号 代表取締役 木 村 幸 彦	平成28年 1月 1日就任
	平成28年 1月 4日登記

	監査役	磯 野 泰 二	平成23年 6月29日重任
	(社外監査役)		平成23年 7月 8日登記
			平成25年 6月26日辞任
			平成25年 7月 4日登記
	監査役	松 永 一 雄	平成24年 6月28日就任
			平成24年 7月 5日登記
			平成27年 6月25日退任
			平成27年 7月10日登記
	監査役	イーガン・イー・マッギンレイ	平成27年 6月25日就任
			平成27年 7月10日登記
	監査役	イーガン・イー・マッギンレイ	イーガン・イー・マッギンレイの氏名
			平成27年 7月28日更正
	会計監査人	新日本有限責任監査法人	平成24年 6月28日重任
			平成24年 7月 5日登記
取締役等の会計に対する責任の免除に関する規定	会計監査人	新日本有限責任監査法人	平成25年 6月26日重任
			平成25年 7月 4日登記
	会計監査人	新日本有限責任監査法人	平成26年 6月25日重任
			平成26年 7月 1日登記
			平成27年 6月25日退任
			平成27年 7月10日登記
	会計監査人	有限責任監査法人トーマツ	平成27年 7月10日就任
			平成27年 7月10日登記
	当会社は、会社法第423条第1項の取締役の責任につき、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議をもって、会社法第425条第1項の規定により免除できる額を限度として免除することができる。 当会社は、会社法第423条第1項の監査役の責任につき、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議をもって、		

	会社法第425条第1項の規定により免除できる額を限度として免除することができる。
非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当社は、会社法第2条第15号に定める社外取締役との間で、会社法第423条第1項の取締役の責任につき、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、賠償の責めに任ずるべき旨の契約を締結することができる。 当社は、会社法第2条第16号に定める社外監査役との間で、会社法第423条第1項の監査役の責任につき、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、賠償の責めに任ずるべき旨の契約を締結することができる。
新株予約権	第1回新株予約権 新株予約権の数 1万5928個 1万8個 平成26年12月 8日変更 平成27年 1月14日登記 1702個 平成26年12月26日変更 平成27年 1月14日登記 1532個 平成26年12月26日変更 平成27年 2月 6日登記 1492個 平成27年 1月15日変更 平成27年 2月 6日登記 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 普通株式 159万2800株 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は100株とする。但し、割当株式数は以下の調整に従うものとする。 ①当社が行使価額の調整の項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は、次の算式により調整されるものとする。 調整前割当株式数×調整前行使価額 調整後割当株式数＝ 調整後行使価額 上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、それぞれ行使価額の調整の項に基づき調整される前の行使価額及び当該調整後の行使価額とする。 ②①の調整は、新株予約権のうち、当該調整時点で行使されていない新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。 ③調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る行使価額の調整の項（2）又は（4）による行使価額の調整に関し、当該条項に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。 ④割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された新株予約権の新株予約権者に通知する。但し、行使価額の調整の項（2）③に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。 普通株式 100万800株 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は100株と

する。但し、割当株式数は以下の調整に従うものとする。

①当社が行使価額の調整の項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は、次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、それぞれ行使価額の調整の項に基づき調整される前の行使価額及び当該調整後の行使価額とする。

②①の調整は、新株予約権のうち、当該調整時点で行使されていない新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

③調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る行使価額の調整の項（2）又は（4）による行使価額の調整に関し、当該条項に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

④割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された新株予約権の新株予約権者に通知する。但し、行使価額の調整の項（2）③に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

平成26年12月 8日変更 平成27年 1月14日登記

普通株式 17万200株

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は100株とする。但し、割当株式数は以下の調整に従うものとする。

①当社が行使価額の調整の項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は、次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、それぞれ行使価額の調整の項に基づき調整される前の行使価額及び当該調整後の行使価額とする。

②①の調整は、新株予約権のうち、当該調整時点で行使されていない新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

③調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る行使価額の調整の項（2）又は（4）による行使価額の調整に関し、当該条項に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

④割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された新株予約権の新株予約権者に通知する。但し、行使価額の調整の項（2）③に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

平成26年12月26日変更 平成27年 1月14日登記

普通株式 15万3200株

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は100株とする。但し、割当株式数は以下の調整に従うものとする。

①当社が行使価額の調整の項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は、次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、それぞれ行使価額の調整の項に基づき調整される前の行使価額及び当該調整後の行使価額とする。

②①の調整は、新株予約権のうち、当該調整時点で行使されていない新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

③調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る行使価額の調整の項(2)又は(4)による行使価額の調整に関し、当該条項に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

④割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された新株予約権の新株予約権者に通知する。但し、行使価額の調整の項(2)③に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

平成26年12月26日変更 平成27年2月6日登記

普通株式 14万9200株

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。)は100株とする。但し、割当株式数は以下の調整に従うものとする。

①当社が行使価額の調整の項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は、次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、それぞれ行使価額の調整の項に基づき調整される前の行使価額及び当該調整後の行使価額とする。

②①の調整は、新株予約権のうち、当該調整時点で行使されていない新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

③調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る行使価額の調整の項(2)又は(4)による行使価額の調整に関し、当該条項に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

④割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された新株予約権の新株予約権者に通知する。但し、行使価額の調整の項(2)③に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

平成27年1月15日変更 平成27年2月6日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額(下記に定義される。)に割当株式数を乗じた価額とする。

本新株予約権の行使に際して出資される1株当たりの財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、当初1,000円（以下の調整に服する。）とする。

（1）当社は、本新株予約権の割当後、（2）に掲げる各事由により発行済当社普通株式数に変更を生ずる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

（2）行使価額調整式により新株予約権の行使価額の調整を行う場合並びにその調整後の行使価額の適用時期及び行使価額調整式で使用する1株あたりの払込金額については、次に定めるところによる。

①（3）②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使に伴って当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）の翌日以降又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。行使価額調整式で使用する1株あたりの払込金額は、当該払込金額（無償割当ての場合には0円）とする。

②株式分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。行使価額調整式で使用する1株あたりの払込金額は、0円とする。

③（3）②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は（3）②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（無償割当てによる場合を含む。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日、無償割当ての場合は効力発生日とする。）以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、当該基準日の翌日以降これを適用する。行使価額調整式で使用する1株あたりの払込金額は、当該取得請求権付株式の取得価額又は新株予約権の行使価額（新株予約権の払込金額が無償でない場合には、行使価額に当該払込金額を加算した額）とする。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに（3）②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。行使価額調整

式で使用する1株あたりの払込金額は、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権の取得価額とする。

①②乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。

(3) その他

①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

②行使価額調整式で使用する時価は、(1)当社普通株式が日本国内又は国外のいずれかの証券取引所に上場された場合には、調整後行使価格を適用する日(但し、(2)③の場合は当該基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値(気配表示を含む。)のない日数を除く。)の当該証券取引所(かかる証券取引所が複数ある場合には、当該時点において過去30取引日間の当社普通株式の売買が最も多く約定された証券取引所をいう。)における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(但し、日本国外の証券取引所に上場された場合、当該時価は、上記の方法に相当する方法として当社の取締役会で定める方法で算出される平均値とし、かかる平均値が日本円以外で表示されるときには、調整後行使価額を適用する日(但し、(2)③の場合は当該基準日)の三菱東京UFJ銀行が発表する対顧客電信売相場(TTS)の換算レートで円換算する。)、(1)①当社普通株式が証券取引所に上場していない場合には、調整後行使価額を適用する日の前日における調整前行使価額とする。なお、②における平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合にはその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の2日前(当社普通株式が日本国内又は国外のいずれかの証券取引所に上場された場合には、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日)における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の保有する当社普通株式数を控除した数とする。また、(2)③の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。さらに、(2)①乃至③のいずれかによる行使価額の調整により交付されたものとみなされた当社普通株式で、行使価額の調整を行う時点において、未だ現実に交付されていないものについては、その後の行使価額の調整においても交付されたものとみなされ、既発行株式数に含まれるものとする。

④行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。

(4) (2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、新設分割吸収分割、当社を株式交換完全親会社とする株式交換又は当社を吸収合併存続会社とする合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき事由が2つ以上相俟して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(5) (1)乃至(4)により行使価額の調整を行うときは、当社は、その

旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、各事項の確定後直ちに書面により新株予約権原簿に記載された各本新株予約権者に通知する。但し、(2)⑤に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降遅やかにこれを行う。

新株予約権を行使することができる期間

平成21年6月29日から平成29年6月28日まで

新株予約権の行使の条件

1個の新株予約権の一部行使はできないものとする。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

平成19年 6月29日発行

平成19年 7月10日登記

第2回新株予約権

新株予約権の数

510万511個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 510万511株

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は1株とする。但し、割当株式数は以下の調整に従うものとする。

①当社が行使価額の調整の項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は、次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、それぞれ行使価額の調整の項に基づき調整される前の行使価額及び当該調整後の行使価額とする。

②①の調整は、新株予約権のうち、当該調整時点で行使されていない新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

③調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る行使価額の調整の項(2)又は(4)による行使価額の調整に関し、当該条項に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

④割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用の日その他

必要な事項を新株予約権原簿に記載された新株予約権の新株予約権者に通知する。但し、行使価額の調整の項(2)⑤に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額(下記に定義される。)に割当株式数を乗じた価額とする。

本新株予約権の行使に際して出資される1株当たりの財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、1,000円(以下の調整に服する。)とする。

(1)当社は、本新株予約権の割当後、(2)に掲げる各事由により発行済当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}$$

(2)行使価額調整式により新株予約権の行使価額の調整を行う場合並びにその調整後の行使価額の適用時期及び行使価額調整式で使用する1株あたりの払込金額については、次に定めるところによる。

①(3)②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使に伴って当社普通株式を交付する場合及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。))の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを用いる。行使価額調整式で使用する1株あたりの払込金額は、当該払込金額(無償割当ての場合には0円)とする。

②株式分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降これを用いる。行使価額調整式で使用する1株あたりの払込金額は、0円とする。

③(3)②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は(3)②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))を発行又は付与する場合(無償割当てによる場合を含む。))

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日、無償割当ての場合は効力発生日とする。))以降これを用いる。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、当該基準日の翌日以降これを用いる。行

行使価額調整式で使用する1株あたりの払込金額は、当該取得請求権付株式の取得価額又は新株予約権の行使価額（新株予約権の払込金額が無償でない場合には、行使価額に当該払込金額を加算した額）とする。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに（3）②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。行使価額調整式で使用する1株あたりの払込金額は、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権の取得価額とする。

③④乃至⑤の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、①乃至⑤にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。

（3）その他

①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

②行使価額調整式で使用する時価は、（1）当社普通株式が日本国内又は国外のいずれかの証券取引所に上場された場合には、調整後行使価額を適用する日（但し、（2）⑤の場合は当該基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値（気配表示を含む。）のない日数を除く。）の当該証券取引所（かかる証券取引所が複数ある場合には、当該時点において過去30取引日間における当社普通株式の売買が最も多く約定された証券取引所をいう。）における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（但し、日本国外の証券取引所に上場された場合、当該時価は、上記の方法に相当する方法として当社の取締役会で定める方法で算出される平均値とし、かかる平均値が日本円以外で表示されるときは、調整後行使価額を適用する日（但し、（2）⑤の場合は当該基準日）の三菱東京UFJ銀行が発表する対顧客電信売相場（TTS）の換算レートで円換算する。）、（1）当社普通株式が証券取引所に上場していない場合には、調整後行使価額を適用する日の前日における調整前行使価額とする。なお、②における平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の2日前（当社普通株式が日本国内又は国外のいずれかの証券取引所に上場された場合には、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日）における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の保有する当社普通株式数を控除した数とする。また、（2）⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数含まないものとする。さらに、（2）①乃至⑤のいずれかによる行使価額の調整により交付されたものとみなされた当社普通株式で、行使価額の調整を行う時点において、まだ現実に交付されていないものについては、その後の行使価額の調整においても交付されたものとみなされ、既発行株式数に含まれるものとする。

④行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。

（4）（2）の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、新設分割吸収分割、当社を株式交換完全親会社とする株式交換又は当社を吸収合併存続会社とする合併のために行使価額の調整を必要

とするととき、

②その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするととき、

③行使価額を調整すべき事由が2つ以上相俟して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用する時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき、

(5) (1)乃至(4)により行使価額の調整を行うときは、当社は、その旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、各事項の確定後直ちに書面により新株予約権原簿に記載された各本新株予約権者に通知する。但し、(2)③に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

新株予約権を行使することができる期間

平成21年6月29日から平成27年12月7日まで

新株予約権の行使の条件

1個の新株予約権の一部行使はできないものとする。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転その他組織再編が行われる場合には、当社は、その取締役会の決定により、当該取締役会が決定した相当な金額を対価として新株予約権を取得できる。

平成19年 6月29日発行

平成19年 7月10日登記

平成26年12月12日第2回新株予約権全部放棄

平成27年 1月14日登記

第3回新株予約権

新株予約権の数

400個

160個

平成26年12月 8日変更 平成27年 1月14日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 4万株

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。)は100株とする。但し、割当株式数は以下の調整に従うものとする。

①当社が行使価額の調整の項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は、次の算式により調整されるものとする。

調整後割当株式数 = $\frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、それぞれ行使価額の調整の項に基づき調整される前の行使価額及び当該調整後の行使価額とする。

②①の調整は、新株予約権のうち、当該調整時点で行使されていない新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

③調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る行使価額の調整の項(2)

又は(4)による行使価額の調整に関し、当該条項に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

④割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された新株予約権の新株予約権者に通知する。但し、行使価額の調整の項(2)⑤に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

普通株式 1万6000株

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。)は100株とする。但し、割当株式数は以下の調整に従うものとする。

①当社が行使価額の調整の項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は、次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、それぞれ行使価額の調整の項に基づき調整される前の行使価額及び当該調整後の行使価額とする。

②①の調整は、新株予約権のうち、当該調整時点で行使されていない新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

③調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る行使価額の調整の項(2)又は(4)による行使価額の調整に関し、当該条項に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

④割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された新株予約権の新株予約権者に通知する。但し、行使価額の調整の項(2)⑤に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

平成26年12月 8日変更 平成27年 1月14日登記
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額(下記に定義される。)に割当株式数を乗じた価額とする。

本新株予約権の行使に際して出資される1株当たりの財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、当初1,000円(以下の調整に服する。)とする。

(1)当社は、本新株予約権の割当後、(2)に掲げる各事由により発行済当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(2)行使価額調整式により新株予約権の行使価額の調整を行う場合並びに

その調整後の行使価額の適用時期及び行使価額調整式で使用する1株あたりの払込金額については、次に定めるところによる。

①(3)②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使に伴って当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。))の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。行使価額調整式で使用する1株あたりの払込金額は、当該払込金額(無償割当ての場合には0円)とする。

②株式分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。行使価額調整式で使用する1株あたりの払込金額は、0円とする。

③(3)②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は(3)②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))を発行又は付与する場合(無償割当てによる場合を含む。))

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日、無償割当ての場合は効力発生日とする。))以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、当該基準日の翌日以降これを適用する。行使価額調整式で使用する1株あたりの払込金額は、当該取得請求権付株式の取得価額又は新株予約権の行使価額(新株予約権の払込金額が無償でない場合には、行使価額に当該払込金額を加算した額)とする。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに(3)②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。行使価額調整式で使用する1株あたりの払込金額は、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権の取得価額とする。

⑤①乃至④の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、①乃至④にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。

(3) その他

①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

②行使価額調整式で使用する時価は、(1)当社普通株式が日本国内又は国外のいずれかの証券取引所に上場された場合には、調整後行使価額を適用する日(但し、(2)③の場合は当該基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値(気配表示を含む。))のない日数を除く。))の当該証券取引所(かかる証券取引所が複数ある場合には、当該時点において過去30

取引日間の当社普通株式の売買が最も多く約定された証券取引所をいう。)における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(但し、日本国外の証券取引所に上場された場合、当該時価は、上記の方法に相当する方法として当社の取締役会で定める方法で算出される平均値とし、かかる平均値が日本円以外で表示されるときには、調整後行使価額を適用する日(但し、(2)③の場合は当該基準日)の三菱東京UFJ銀行が発表する対顧客電信売相場(TTS)の換算レートで円換算する。)、(1)当社普通株式が証券取引所に上場していない場合には、調整後行使価額を適用する日の前日における調整前行使価額とする。なお、②における平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の2日前(当社普通株式が日本国内又は国外のいずれかの証券取引所に上場された場合には、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日)における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の保有する当社普通株式数を控除した数とする。また、(2)③の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。さらに、(2)①乃至③のいずれかによる行使価額の調整により交付されたものとみなされた当社普通株式で、行使価額の調整を行う時点において、まだ現実には交付されていないものについては、その後の行使価額の調整においても交付されたものとみなされ、既発行株式数に含まれるものとする。

④行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。

(4)(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、新設分割吸収分割、当社を株式交換完全親会社とする株式交換又は当社を吸収合併存続会社とする合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき事由が2つ以上相俟して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(5)(1)乃至(4)により行使価額の調整を行うときは、当社は、その旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、各事項の確定後直ちに書面により新株予約権照簿に記載された各本新株予約権者に通知する。但し、(2)③に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

新株予約権を行使することかできる期間

平成21年10月26日から平成29年10月25日まで

新株予約権の行使の条件

1個の新株予約権の一部行使はできないものとする。

	会社が新株予約権を取得することからできる事由及び取得の条件 当社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することからできる。 ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案 ②当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案 ③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案 ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案 ⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
	平成19年11月 1日発行
	平成19年11月 2日登記
第4回新株予約権 新株予約権の数 50個 20個	平成26年12月 8日変更 平成27年 1月14日登記 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 普通株式 5000株 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は100株とする。但し、割当株式数は以下の調整に従うものとする。 ① 当社が行使価額の調整の項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は、次の算式により調整されるものとする。 $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ 上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、それぞれ行使価額の調整の項に基づき調整される前の行使価額及び当該調整後の行使価額とする。 ② ①の調整は、新株予約権のうち、当該調整時点で行使されていない新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。 ③ 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る行使価額の調整の項（2）又は（4）による行使価額の調整に関し、当該条項に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。 ④ 割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された新株予約権の新株予約権者に通知する。但し、行使価額の調整の項（2）③に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。 普通株式 2000株 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は100株と

する。但し、割当株式数は以下の調整に従うものとする。

- ① 当社が行使価額の調整の項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は、次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、それぞれ行使価額の調整の項に基づき調整される前の行使価額及び当該調整後の行使価額とする。

- ② ①の調整は、新株予約権のうち、当該調整時点で行使されていない新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。
- ③ 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る行使価額の調整の項（2）又は（4）による行使価額の調整に関し、当該条項に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- ④ 割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された新株予約権の新株予約権者に通知する。但し、行使価額の調整の項（2）③に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

平成26年12月 8日変更 平成27年 1月14日登記
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（下記に定義される。）に割当株式数を乗じた価額とする。

本新株予約権の行使に際して出資される1株当たりの財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、当初1,000円（以下の調整に服する。）とする。

- （1）当社は、本新株予約権の割当後、（2）に掲げる各事由により発行済当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{既発行行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{調整後株式数}}$$

- （2）行使価額調整式により新株予約権の行使価額の調整を行う場合並びにその調整後の行使価額の適用時期及び行使価額調整式で使用する1株あたりの払込金額については、次に定めるところによる。

- ① （3）③に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使に伴って当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場

合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。行使価額調整式で使用する1株あたりの払込金額は、当該払込金額(無償割当ての場合には0円)とする。

② 株式分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。行使価額調整式で使用する1株あたりの払込金額は、0円とする。

③ (3) ②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は(3) ②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(無償割当てによる場合を含む。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(募集の際に払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日、無償割当ての場合は効力発生日とする。)以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、当該基準日の翌日以降これを適用する。行使価額調整式で使用する1株あたりの払込金額は、当該取得請求権付株式の取得価額又は新株予約権の行使価額(新株予約権の払込金額が無償でない場合には、行使価額に当該払込金額を加算した額)とする。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに(3) ②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。行使価額調整式で使用する1株あたりの払込金額は、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権の取得価額とする。

⑤ ①乃至④の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、①乃至④にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。

(3) その他

① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

② 行使価額調整式で使用する時価は、(i) 当社普通株式が日本国内又は国外のいずれかの証券取引所に上場された場合には、調整後行使価額を適用する日(但し、(2) ⑤の場合は当該基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値(気配表示を含む。)のない日数を除く。)の当該証券取引所(かかる証券取引所が複数ある場合には、当該時点において過去30取引日間の当社普通株式の売買が最も多く約定された証券取引所をいう。)における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(但し、日本国外の証券取引所に上場された場合、当該時価は、上記の方法に相当する方法として当社の取締役会が定める方法で算出される平均値とし、かかる平均値が日本円以外で表示されるときには、調整後行使価額を適用する日(但し、(2) ⑤の場合は当該基準日)の三菱東京UFJ銀行が発表する対顧客電信売相場(TTS)の換算レートで円換算する。)、(ii) 当社普通株式が証券取引所に上

場していない場合には、調整後行使価額を適用する日の前日における調整前行使価額とする。なお、②における平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の2日前（当社普通株式が日本国内又は国外のいずれかの証券取引所に上場された場合には、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日）における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の保有する当社普通株式数を控除した数とする。また、(2)③の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。さらに、(2)①乃至③のいずれかによる行使価額の調整により交付されたものとみなされた当社普通株式で、行使価額の調整を行う時点において、未だ現実には交付されていないものについては、その後の行使価額の調整においても交付されたものとみなされ、既発行株式数に含まれるものとする。

- ④ 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。

- (4) (2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

- ① 株式の併合、新設分割吸収分割、当社を株式交換完全親会社とする株式交換又は当社を吸収合併存続会社とする合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
② その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生ずる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (5) (1)乃至(4)により行使価額の調整を行うときは、当社は、その旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、各事項の確定後直ちに書面により新株予約権原簿に記載された各本新株予約権者に通知する。但し、(2)③に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

新株予約権を行使することができる期間

平成22年8月1日から平成30年7月31日まで

新株予約権の行使の条件

1個の新株予約権の一部行使はできないものとする。

	会社が新株予約権を取得することのできる事由及び取得の条件 当社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。 ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案 ② 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案 ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案 ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案 ⑤ 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案	平成20年 8月 1日発行 平成20年 8月 8日登記
会社分割	平成27年10月1日東京都品川区大崎二丁目11番1号クアーズデック販売株式会社に分割	平成27年10月 1日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社	平成19年 6月28日設定 平成19年 7月10日登記
登記記録に関する事項	平成19年3月26日東京都千代田区紀尾井町4番5号から本店移転	平成19年 4月 2日登記

これは登記簿に記録されている開示されていない事項の全部であることを証明した書面である。

平成28年 3月16日
東京法務局品川出張所
登記官

土 屋 明 人

